

質問内容		回答
1 仕様書「7 災害ボランティアセンターとの連携」について (1) 災害ボランティアセンターは、一般的に社会福祉協議会を主体として設置・運営されるものと認識しておりますが、本仕様における「連携」とは、通常業務範囲内での情報共有や広報協力等を想定しているのか、または通常業務外での職員派遣、ボランティア調整補助、物資対応等の人的・物的支援まで含むものかについて、想定される具体的な内容および業務範囲をご教示ください。		太宰府市災害ボランティアセンターは、災害時に市の要請に応じて太宰府市社会福祉協議会が開設するもので、市はセンターの開設・運営に關し必要な支援を行うこととなっています。 本業務においては、仕様書に記載の範囲内ではありませんが、災害時ににおいても、災害ボランティア支援センターと業務のすみ分けを行なながら、災害の規模・状況に応じて相談・助言・コーディネート業務や情報収集・発信業務を行っていただきたいと考えております。 また、平常時から社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO等との良好な関係を維持し、災害時において連携・協力ができるようにしてください。
2 仕様書「9 提供する業務環境 (7) ホームページ開設・運用費」について (1) 受託者による以下の変更の可否についてご教示ください。 ・CMS (WordPress 等) への切り替え ・サーバーの変更 ・ドメインの変更 (2) 上記を変更する場合の制約条件（市への事前承認の要否、ドメイン名の指定、既存コンテンツの移行義務等）があればご教示ください。		(1) すべて可能です。その際の経費については受託者の負担とします。 (2) 市へ事前協議し、承認を得てください。市のホームページにもリンクを載せているため、円滑に移行できるよう市担当者と協議してください。
3 仕様書「11 個人情報の保護」に記載の「個人情報に関する特記事項」について (1) 当該「特記事項」の具体的な文書名および参照方法（契約書添付、条例・規則名等） (2) 申込参加者が事前に閲覧可能かどうか（可能な場合はその方法） (3) 当該規定において求められる主な措置の概要（例：データの暗号化、アクセス制限、保管期間等の基準）		(1) (資料1) 別記「保有個人情報取扱特記事項」をご参照ください。 (2) 不可です。 (3) (資料1) 別記「保有個人情報取扱特記事項」をご参照ください。
4 業務委託費の支払いについて 概算払い（前払い）での支払いは可能ですか。支払いスパンは採択後の相談で良いのですが、資金繰りに影響がありますので、事前に確認させて頂きます。		前金払は可能ですが、支払時期、回数については、業者決定後、協議の上決定します。
5 契約保証金について 今まで太宰府市との取引がないのですが、所定の金額の前払い、又は保険加入が必要と理解してよいでしょうか？福岡県の助成金事業、日本財團の助成金事業は実績がございます。		太宰府市契約規則第26条に基づき、所定の手続きが必要となります。
6 契約解除について 契約期間中に、「やむを得ぬ事態」が生じた場合等で事業継続が困難になった場合の契約解除条項の条文（案）を事前に知っておきたいと存じます。		(資料2) 業務委託契約約款をご参照ください。
7 備品の中で、PCに関連する詳細なデータを確認させてください。購入年月、マシンスペック、OSとOSのバージョン、セキュリティーソフトのバージョンをお願いします。また、セキュリティーソフト更新は市の費用負担ですか？DocuWorks7.3は既にサポート終了しており更新がなされていないようですが。		PCに関する詳細データは（資料3）PC仕様をご参照ください。 セキュリティーソフト等ソフト更新費用は市の負担となります。 現在市と受託者間で、DocuWorksデータでの送受信は行っていないため、更新の予定はありません。
8 情報漏洩時のリスク負担は市が負うと理解してよいですか？メールアドレス dataifu-volusen@wish.ocn.ne.jp を継続して使用する旨記載されていますが、OCNのプロバイダメールでセキュリティー対策に疑問があります。		(資料2) 「業務委託契約約款」及び（資料1）「保有個人情報取扱特記事項」を遵守の上、業務を遂行していただきますが、情報漏洩等が発生した場合には、その原因等を調査の上、市及び受託者で協議を行なうものとします。
9 曜日の公的イベント参加時の振り替え閉所、イベント開催時の事務所一時不在などは許容されるのでしょうか？人件費積算及び雇用条件等に大きく影響が出そうです。		原則、仕様書「5 業務時間」及び「7 勤務体制」のとおりとしますが、休業日での出勤に伴う臨時休館については、「太宰府市いきいき情報センター条例」第4条第2項の規定に基づき、市と協議するものとします。また、イベント開催時に事務所を一時的に不在とする場合には、緊急時の連絡手段や対応策をあらかじめ確保した上で許容します。